

[論文]

日本の農産物貿易の現状と課題

浅 見 満

〈目 次〉 はじめに

1. 農産物貿易のビジネス環境
 2. 日本の農産物貿易の動向
 3. WTO 農業交渉
 4. 日本の農産物貿易の課題
- おわりに

はじめに

農業問題は、19世紀末に生成し今日に至っているわけであるが、ことに交通革命との関連で当時の西ヨーロッパ経済の重要な課題であった。つまりヨーロッパ市場に対して、新大陸・ロシアおよび世界各地の植民地などから国内農産物より大幅に安価なものが大量に輸入されたため、農産物の価格破壊が生じ西ヨーロッパ農業は長期的大不況に陥ったのである¹⁾。

さて、農業（農産物）問題が生じてから既に1世紀を経てきたわけであるが、現在もなお農業・食糧問題は重要な課題の一つであることに変わりはない。それどころか現代の農業・食糧問題は、19世紀末から20世紀初頭のそれと比較困難なほどの拡大と異質のコンテンツを内在しているといえよう。現代の農業・食糧問題の背景には、多国籍アグリビジネスの存在が次第に明らかになってきている。その端的な例として、1970年代初頭以降の米国政府が展開している農業・食料戦略を挙げることができる²⁾。

1950年代から60年代に掛けて多国籍企業が生成発展し、世界経済に少なからざる影響を与え始めたことは周知の通りである。そして1970年代に入ると、農業・食糧分野でも多国籍企業の国際経営戦略に沿ったビッグビジネス体制が大きな影響力を持つようになり、結果的に世界の食料調達体制も巨大寡占企業の国際事業活動に次第に組み込まれることになった。このように、国際的広がりを持った農業問題は19世紀末から生成しており、農業機械・肥料、農薬などの農業資材部門も1950年代末からアグリビジネス資本にコントロールされている。しかし、農業生産プロセスや農産物を原材料とする食品工業市場、農産物（食品）流通の最終段階である小売市場や外食産業市場に巨大資本が参入してきたのは比較的最近のことである。

このような現代アグリビジネス資本のビハイビアには、次のような特徴がみられる。第1に、科学技術の農業への広範な応用が進むにつれて、農業生産と工業生産の境が次第に溶融してきているが（例えば、「畑の工場化」、

動物工場化）、この過程でアグリビジネス資本は直営農場生産や契約農業の形態をとって、農業の生産それ自体に直接・間接的に参入し、農業支配を急速に強めていっている。第2に、昨今の大手アグリビジネス——ことに大手食品会社——はM&Aを梃子にして食品加工部門の多角化を大々的に推し進め、食品製造とそれに関連した事業を通じて巨額の利潤を形成している。しかも、こうした農業の生産過程や食品加工事業への大手アグリビジネスの進出は個別分散的なものではなく、食品生産のいわば「川上」から「川下」にいたる全行程——農業資材部門から農業生産、食品の加工・流通・消費にいたる全行程——を総じて垂直的に統合し、支配をより完璧にする方向で進展している。第3に、近年のこうした食糧の生産から最終消費にいたる全行程の統合化が、グローバルな規模で進展している点に注目する必要がある。第4に、現下の多国籍アグリビジネスは欧米型、特にアメリカ型食糧消費モデルの世界的規模での普及と、現地生産・現地消費の拡大に総力をあげている点も見逃せない³⁾。

そこで、小論ではアグリビジネス研究の端緒として、新ラウンドの農産物に関する交渉や課題に注目し、日本のアグリビジネスを考察することにしたい。

1. 農産物貿易のビジネス環境

(1) 主要農産物需給・貿易動向

最初に世界の主要農産物需給の動向について、農林水産省の『農林水産物貿易レポート』⁴⁾より世界全体の穀物の国際需給の動向を見ることにしたい。

第1に、主要農産物は生産量が大きく変動し、その状況によって市場価格も激変している。需給面では開発途上国を中心とした人口の増加に加え、畜産物消費の増加に伴う飼料用需要が増大していることなどから消費量は着実に増加している。一方、供給面における生産量のトレンドとしては増加傾向にあるものの、主要国での農業政策の変更や作柄等により大きな変動が見られ、それに連動して価格も激しく変化している⁵⁾。

1) 持田恵三『世界経済と農業問題』白桃書房、1996年を参照。

2) 紙面の都合上、他の機会に取り上げたい。

3) 中野一新編著『アグリビジネス論』有斐閣、1998年2~3ページ参照。

4) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年。

5) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、3ページ参照。

農産物貿易の代表的な取引品目である小麦・トウモロコシについて長期的な視点からその需給動向を見ると、1960年代後半は概ね世界的に天候に恵まれた結果、生産の過剰基調となり国際価格も低水準で推移した。1970年代に入ると、世界的な異常気象の影響や米国・ソ連の凶作などにより農産物の需給は逼迫基調となり、在庫率が低下し国際価格も低水準で推移した。しかし、1970年から需給が緩和し価格は再び大幅に下落した。1980年代に入ると、米国での豊作、EUでの共通農業政策(CAP)の効果、品種改良の進展や農業資材投入量増加による単収増加などを背景として、生産量が大幅に増加し農産物過剰問題が深刻化した。1990年代に入ると、主要輸出国の生産調整に基づく供給管理が実施され、更に1988年の北米地域を中心とする干ばつ、ソ連・中国の不作などの要因により過剰在庫も解消し低下傾向で推移した。特に1995~96年度は、米国が天候不順に見舞われたことから穀物等の期末在庫率が過去最低となり、国際価格が1996年4~7月間に過去最高を記録した。1996~97年度以降は米国の1996年農業法による減反廃止、EUが同年度から実質減反率の大幅な縮小方向へ転換、中国は1996年以降に生産刺激策を実施、更に高い潜在的生産力のあるアルゼンチン・ブラジルなど南米諸国で、急速に生産が拡大している。これらの要因により1996年を境に需給関係が緩和傾向で推移し、価格は下落傾向を示し低迷している。

第2に、農産物需要は農業生産の特質や農産物貿易の特殊性からして、極めて不安定である。改めて述べるまでもなく、農業生産は自然環境の影響を強く受ける(生産量の変動が大きい)だけでなく一定の期間を要するため、需給事情の変動に応じて迅速に対処することが困難であるという特質がある。さらに、農産物の貿易構造に関していえば、通常、当該国の農産物は第一に国内消費に仕向けられ、その余剩分が貿易に振り向けられる。また、貯蔵性や運搬の点で工業製品と比較した場合、農産物は大きく劣ることから生産量に占める貿易量の割合が低くなるを得ないという事情がある。その一方で、少数の特定国・地域からの主要農産物輸出が大きな比重を占めていることも見逃せない⁶⁾。

6) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、4ページ参照。

7) 地域別穀物生産量等の推移に関しては、農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、5ページ表参照。

8) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、5ページ参照。

9) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、6ページ図表参照。

世界の農産物需給は、農業生産の特質や農産物貿易の特殊性などから消費量が拡大しているが、特定主要生産国・地域の不作や生産調整などによって生産量が消費量を大きく下回ることもあり、価格が高騰するなど不安定な要因が内在している⁷⁾。

農業生産の特質や農産物貿易の特殊性からくる不安定性を完全に払拭することは不可能であり、従って異常気象や地域紛争の勃発その他予測不可能な状況の発生などにより、将来、世界の農産物需給の均衡が崩れるリスクはかなり高いといえよう。

第3に、アジアの穀物需給ギャップは拡大し、開発途上国の先進国への食糧依存が高まっている。中国、日本及び旧ソ連を除くアジアの生産量は、品種改良や単収の増加などにより1986~88年平均の33,000万トンから1996~98年平均では41,000万トンへと増加したが、需要量は人口増加と1人当たりの穀物消費量が増加したことから、同期間に36,000万トンから46,000万トンへと増加した。その結果、需給ギャップは3,000万トンから5,000万トンへと拡大した。アフリカにおいても、人口増加に伴って同期間の需要量が生産量を上回ったことから、2,000万トンから3,000万トンへとやはり拡大している⁸⁾。他方、北米、EU、オセアニアでは1人当たりの穀物需要量の増加が無く、また、生産量が需要量を上回って推移したため供給量が拡大傾向にある。それと対照的に、旧ソ連、東欧では経済改革に伴う国内経済の混乱から、需要量、生産量共に減少している。現在のところ、農業先進国においては生産量が需要量を上回っているが、開発途上国ではそれと対照的な状況にあり、その格差は拡大傾向を示していることから、開発途上国の先進国への食糧依存体質は当分改善されないと推察される。

(2) UR農業合意以降の農産物貿易動向

世界の穀物貿易量の推移を、ウルグアイ・ラウンド農業合意前後から見てみると、アジアを中心とした開発途上国の輸入量が増大傾向で推移したことから、世界全体の輸入量は1986年の170,000万トンから1989年には210,000万トンへと増加している⁹⁾。その後、1990年代以

降も開発途上国の輸入量は増加傾向で推移しているが、旧ソ連や東欧の経済混乱により輸入量が大きく減少したこと、1997年のアジアにおける経済危機などの要因に伴い需要量が低迷した結果、世界全体の輸入量は横這い傾向で推移した。

これを地域別構成比率で1986~88平均と1996~98年平均を比較すると、輸入では旧ソ連、中国の比率が低下する一方、アジア、南米、アフリカの比率が増大している。特に、アジアは24.9%から32.2%へと増加しており、また、開発途上国の比率が57.9%から70.7%へと大きく拡大している。輸出では、過剰在庫削減のため生産調整による供給管理が実施されたことや、旧ソ連への輸出が減少したことなどにより、EU（域内流通を除く）の比率は13.7%から9.7%へと低下した。米国的主要な穀物輸出先であるアジア地域への輸出が減少した結果、1997年には世界の穀物輸出に占める割合が1986~88平均と1996~98年平均を比較すると42.5%から39.3%へと低下した。因みに、1985年と1997年における地域間の流れを比較すると、北米、EC、オセアニアから旧ソ連諸国や東欧諸国への輸出が大きく増加している¹⁰⁾。

穀物以外では、肉類、牛製品、たばこ等を含む農産物全体の貿易について、金額ベース（輸入額はCIF価格、輸出額はFOB価格）でみると、世界全体の輸入額総計は1986年の1,820億ドルから増加傾向にあり、1995年以降3,000億ドル前半で推移している。地域別構成比率について1986~88平均と1996~98年平均をみると、輸入ではアフリカ、旧ソ連の比率が低下し、EU、アジア、南米、米国の比率が上昇しており、輸入では開発途上国、輸出では先進国の比率が拡大しているという特徴がみられる。

さらに、地域別の農産物貿易収支動向をみると、北米やオセアニアなどの輸出地域と日本を含むアジア等の輸入依存地域に分けられる。その中で、アジア、アフリカなど南米を除く開発途上国の農産物貿易収支の悪化が拡大している。北米では、農産物輸出額が輸入額を大きく上回って推移しており、輸出超過額は1986年で51億ドルであったものが96年には335億ドルに達した。なお、1998年はアジア諸国における経済危機の影響などの要因により、前年に引き続き減少となり200億ドルに止まっ

ている¹¹⁾。

また、1998年には南米237億ドル、オセアニア162億ドルと、共に黒字となり拡大傾向で推移している。他方、アジアや日本では農産物輸入額が輸出額を大きく上回り、1986~98年間の各々の輸入超過額が57億ドルから146億ドル、173億ドルから332億ドルへと輸入依存度が高まっている。アフリカは、1986年の11億ドルの赤字が1998年には55億ドルと拡大した。EUは輸入依存度が低下し、均衡水準に近づく傾向にある。開発途上国にとって農産物は外貨獲得の重要な手段であるが、アジアを中心に入輸額の伸び率が輸出額の伸び率を上回り、黒字の減少傾向からついに1992年には赤字となった。

以上のように過去10年間をみると、開発途上国・地域を中心とする人口増加や経済成長に伴う消費者欲求の高度化・多様化などを背景として需要が拡大している。しかし、農産物の国内生産が需要増に追いつかないため、不足分を先進輸出国からの輸入で補填するという傾向がみられる。因みに、アジア・アフリカなどの開発途上国は、1人当たりの穀物需要量は先進国と比較した場合5割にも満たない水準だが、将来的には所得水準の上昇に伴って農産物需要も増大するものと推察され、先進輸出国への更なる依存傾向が懸念される。

（3）遺伝子組み替え作物貿易

現在のWTO協定における遺伝子組み換え作物の取り扱いは、GATT20条（一般的例外）衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）などに関連するが、近年注目を集めている遺伝子組み換え作物（除草剤耐性ダイズ、害虫抵抗性トウモロコシ、除草剤耐性なたねなど）の商業栽培は、1996年頃から本格化し米国をはじめとして、カナダ、アルゼンチンなどで大規模に行われている。因みに、1999年の主要国による栽培面積の合計は3,990万haで、米国・アルゼンチン・カナダの3ヶ国で99%を占めており、その内で米国が一国で72.0%を占めている。これに対して、日本やEUなど輸入主要国における表示の義務づけが制定されるなど、安全性その他の面で遺伝子組み換え作物の普及には課題が多く存在している。

10) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、8~9ページ図表参照。

11) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、10ページ図表参照。

2000年9月に米国において、飼料用の遺伝子組み換えトウモロコシ（害虫抵抗性、除草耐久性）が食品に混入していたことが判明し、米国政府はその対応措置を講じている。遺伝子組み換え作物の安全性や表示方法に対して、各国・地域によってその考え方や対応にばらつきが見られるが、特にEUと米国との対立が顕在化している¹²⁾。

オーストラリアやニュージーランドでは、オーストラリア・ニュージーランド食品安全局の承認を受けていない遺伝子組み換え食品の国内販売を原則禁止している。因みに日本は、遺伝子組み換えによる農産物の安全性評価について、農林水産省の「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」や厚生省の「組替えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価基準」に基づいて行われてきた。これを2000年5月に、食品衛生法の規格基準（厚生省告示）を改正し、これまで任意の仕組みであった安全性審査を法的に義務化し、2001年4月1日から安全性審査を受けていない遺伝子組み換え食品の輸入や販売などが、法的に禁止されることになった。

このような動きに対し世界最大の農産物輸出国である米国は、それらが生産・流通段階における分別管理や確認検査などに大きな負担が掛かり、結果的に貿易上の障害につながるとして批判している。しかし、同じ農産物の主要純輸出国であるオーストラリアやニュージーランドは、農産物輸出業界の反対にも係わらず2000年7月、オーストラリア・ニュージーランド食品規格協議会において遺伝子組み換え作物の義務表示制度導入が決定されている。日本では、JAS法に基づく食品表示として遺伝子組み換え食品の義務表示が2000年3月31日に告示され、2001年4月1日以降に製造又は加工（輸入品にあっては、輸入）される加工食品及び同日以降に販売される生鮮食料品に適用される。加えて、食品衛生の観点から遺伝子組み換え食品の安全性審査の義務化と同時に、未審査のものの不表示流通を防止すると共に、食品の内容を明らかに示すことを目的として、食品衛生法に基づく表示制度の導入がされ、JAS法に基づく品質表示と同じ

く2001年4月1日以降の義務表示が実施されている。

2. 日本の農産物貿易の動向

(1) 日本の農産物輸入

日本の農産物の輸入は1960年～99年に掛けて、金額ベースでみると6,000億円から41,000億円に増加している。これを農産物輸入数量指数（95年を100とする）でみると、同期間に8.7から106.0へと12.2倍の上昇となっている。同期間の品目別輸入動向を旧大蔵省『貿易統計』より金額ベースでみると、上位10品目の顔ぶれが大きく変化していることが見て取れる。¹³⁾

- ・1960年の上位10品目は、①小麦、②大豆、③粗糖、④トウモロコシ、⑤牛脂、⑥米、⑦コプラ、⑧乾燥ミルク（脱脂）、⑨たばこ、⑩ふすま、の順となっている。
- ・1970年には、トウモロコシが第一位となり、②大豆、③小麦、④粗糖、⑤グレーンソルガム、⑥バナナ、⑦たばこ、⑧コーヒー豆、⑨牛脂、⑩牛肉と変化している。
- ・1980年は、1位から4位まで変動が無く、新たに⑦牛肉、⑧豚肉、⑩アルコール飲料が登場してくる。
- ・1990年は、1位のトウモロコシに次いで牛肉、アルコール飲料、豚肉、が上位を占め、大豆・小麦はそれぞれ6・7位に下がった。新たに⑧菜種、⑨鶏肉が加わった。
- ・1995年は、豚肉、牛肉、たばこが上位を占め、トウモロコシは4位に下がった。そして初めて10位に生鮮野菜が加わった。
- ・1999年には、①豚肉、②たばこ、③牛肉、④とうもろこし、⑤アルコール飲料、⑥大豆、⑧鶏肉、⑨生鮮野菜、⑩コーヒー豆の順となり、60年のそれと比較すると、大豆・小麦の2品を除いて上位品目が入れ替わっている。

次に、最近の資料（2000年上半期）から農林水産物の輸出入概況を見ることにする。¹⁴⁾日本の輸入総額は193,411億円（対前年同期増減率13.7%）であり、その内

12) EUでは、1990年に「遺伝子改変生物の意図的環境放出に関する理事会指令」を制定し、遺伝子組み換え作物を商業的に流通させようとする者に対して、その遺伝子組み換え作物が生態系に与える影響や、人間の健康と環境に与える危険性に関する情報の提出等を義務づけている。

13) 農林水産省編『農林水産物貿易レポート2001』財団法人農林統計協会、2001年、29-30ページ図表を参照。

14) 平成12年8月17日付、農林水産除法12-78（国際-2）、農林水産省統計情報部。

の農林水産物計は34,386億円（同－3.9%）¹⁵⁾を占めており、内訳は農産物19,901億円（同－5.4%）¹⁶⁾、林産物6,208億円（同－2.1%）、水産物8,278億円（－1.4%）となっている。これを主な品目別に見ると、大豆の数量は増加しているものの、トウモロコシ及び小麦の数量は減少している。金額で見ると、為替相場が前年同期に比べ円高で推移したことから、3品目とも減少している。生鮮野菜については、国内産の一部品目が天候不順で出回りが少なかったことなどから、輸入数量が増加している。また、生鮮・乾燥果実については、バナナが前年に引き続き増加傾向にあり、輸入数量が増加している。他方、コーヒー豆は、数量的には増加しているものの、輸入価格が低下していることなどから金額的には減少している。

2001年4月23日よりネギ、生椎茸、畳表の3品目について、暫定的な緊急輸入制限措置（暫定セーフガード）が発動されたことは周知の通りである。これは、中国を中心とする輸入野菜が急増し、国内生産への打撃が多きことによるものである。それに対して中国政府は、日本からの輸入品を梱包する木箱への検疫を強化するなどの報復措置をとっている。確かに中国・韓国からの輸入増加は多いが、財務省『貿易統計』や農林水産省資料で輸入増加量の多い生鮮野菜主要品目の輸入量を見ると、米国、ニュージーランドからのタマネギの輸入増加量が最大となっている。日本の農産物輸入は、近時、中国からの輸入が増加しているわけだが、全体では米国と中国とでシェアを二分しているといえる。

従って、暫定セーフガードにより当面の輸入野菜増加は抑制されるとしても、現在の日本農業のシステムからして輸入急増は一過性のものとは思われない。因みに、中国産は卸売価格で国産品の40～60%の価格水準にあり、なおかつ品質の向上も著しいことから価格競争力もあり、日本のコスト低減努力の限界を超えているとされている。

また、輸入農産物が増加している主たる要因として、①円高、②食の外部化の進行に伴う食品産業、外食・昼食などの業務用需要の拡大、③家計消費の減少に伴う食品工業・スーパーストアなどの低価格指向、④これらへ

の流通市場等の未対応などが挙げられる。特に、小売で圧倒的なシェアを占めるスーパーマーケットが価格支配力を持ち、低価格指向と同時に安定供給への要望が極めて強い。このような需要への流通市場の対応が不十分であったことに加えて、輸送技術・情報技術（IT）の飛躍的な発展などが、大量の農産物輸入を可能にしたといえる。

従来から、国内の異常気候などに伴う不作等に対応する農産物輸入増は見られた。しかし近時のそれは、中国からの農産物輸入の多くが開発輸入であり、また、農産物需給の変化は構造的な様相を呈しており、東アジア地域における供給補完関係が生成しつつあるように推察される。つまり、日本の野菜生産・流通市場・消費を含むシステムそのものが問われているのである。従って、日本の農産物需給を米国、中国、韓国などを含めた世界経済システムの中でいかに位置づけるかが、重要な課題となろう。

（2）日本の農産物輸出

一方、輸出額総計は250,727億円（対前年同期増減率809%）であり、その内の農林水産物計は1,553億円（同－7.8%）を占めており、内訳は農産物809億円（同－13.6%）、林産物44億円（同－2.3%）、水産物701億円（同－0.5%）となっている。これを主な品目別に見ると真珠、かつお・マグロ類及びアルコール飲料は、数量、金額共に減少している。たばこは数量的には増加しているものの、金額的には大幅に減少している。因みに、農林水産物の主な輸出先国・地域としては、米国が農林水産物輸出額全体の20.7%と首位を占め、次いで香港、台湾、韓国、中国の順とアジア諸国向けが多くなっている。

日本の農産物輸出の可能性についてみると、地理的・国土的制約から農業経営規模の零細性¹⁷⁾は、農家1戸当たり農地面積で1.5haに過ぎず、米国の126分の1、ドイツやフランスと比較しても約20分の1という数値などに起因するコスト高から、国際競争力が弱く、また、円高の進行などにより輸出環境が一層厳しさを増しており、1999年の輸出額はおよそ2,000億円程度であり、農産物

15) 2000年上半期の農林水産物輸入額をドルベース（試算値）で見ると前年同期比で6.9%増となる。

16) 2000年上半期の農林水産物輸入額をドルベース（試算値）で見ると前年同期比で5.2%増となる。

17) 農家のおよそ半数は農業からの収入より、農業外収入の方が多い第2種兼業農家で占められている。日本農業が、零細のまま止まっている大きな要因の一つとして、農産物の価格政策が構造調整を遅らせてきた点が挙げられる。

輸出数量指数（95年を100とする）でみると、1960~99年の間に84.2から1.5倍の122.6に止まっている。その結果、農産物の貿易収支は恒常に大幅な赤字となっている。これを金額的に見ると、1960年の5,000億円から99年には39,000円へと拡大しており、将来的な輸出拡大は困難に思われる。因みに、日本からの農産物輸出で上位を占めている品目は、たばこ、アルコール飲料、菓子などの嗜好品、播種用の種子、小麦製品、配合調整飼料、豚の皮などである。なお、コメに関しては食料援助用として輸出されており、アグリビジネスとは質的に異なるものである。

以上、日本の農産物貿易の動向を概観したわけであるが、そこから第1に、日本は世界最大の農産物純輸入国であるということ、第2に、日本の食糧供給は国際需給の変動や輸出国の貿易政策の影響を受けやすい体質であること、第3に、野菜などの輸入が急増し、セーフガードに懸かる問題が生じていること、などが特徴として挙げられる。

3. WTO農業交渉

日本は1955年に関税貿易一般協定（GATT）へ加盟し、多角的貿易体制に参加して約半世紀に及ぶ交渉のプロセスを経て、1999年4月のコメの関税措置切り替えにより農産物は全て関税化された。戦後の国際通商体制を振り返れば、1947年に23ヶ国がGATTに調印してから今日まで、下記の通り4回の一般関税交渉を含め計8回のラウンドが開催されている。

1947年……、23カ国がGATTに調印

1947～56年、一般関税交渉（第1回～第4回）

1961～62年、ディロンラウンド

1964～67年、ケネディラウンド

1973～79年、東京ラウンド

1986～94年、ウルグアイラウンド

1995年、WTO創設

2001年11月、新ラウンド開始予定

この中でディロンラウンド並びにケネディラウンドでは、主に各国の市場開放促進が議論され、その中心主題は鉱工業品の関税引き下げであった。その後の東京ラウンドにおいては、それに加え反ダンピング（不当廉売）、補助金、基準認証などいわゆる通商ルールの整備が重要

な課題として取り上げられた。GATT体制下では最後の交渉となったウルグアイラウンドでは、農業貿易、サービス貿易、繊維貿易、知的財産権、貿易関連投資措置など広範囲な分野が議論の対象とされた。そして、1995年にはGATT体制を発展させる形で、紛争処理機能を充実させた常設国際機関としてWTOが誕生したのである。現在、WTOに加盟する国・地域の総数は141に達しており、その約80%が開発途上国である。先進国と途上国の世界輸出のシェアは、1990年の72対28から1999年には67対33となり、途上国の拡大が目に付く。このような中にあって、ウルグアイ・ラウンドからWTOが誕生し、中立で公平な紛争処理メカニズムが整備されたことは、加盟国の大企業にとっても非常に大きな恩恵をもたらしているといえよう。

そこで次に、WTOの基本目的についてみてみたい。WTO設立協定前文には、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」とあるとWTOの目的が述べられている。換言すれば、市場経済原理に基づいた世界経済の発展を図ることであり、WTO協定はこの目的に寄与すべく、①「関税その他の貿易障害を実質的に軽減」し、②及び「国際貿易関係における差別待遇を廃止」するための相互的かつ互恵的な考え方を柱とする協定であるといえよう。

このような基本的な考え方方は、旧GATT前文からWTOに引き継がれると共に、次の2つが追加された。①環境への配慮、すなわち「経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適切な形で利用すること」である。②途上国への配慮、すなわち「開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため積極的に努力する必要があること」である。その背景には、WTO協定が旧GATT創設時よりも遙かに加盟国数が多く、又、一括受諾方式が条件とされるなど途上国の利益をより配慮する必要が生じたことなどがある。

次に、最近開催された「世界貿易機関（WTO）シトル閣僚会議」の概要について触れておきたい。2000年11月30日～12月3日に第3回WTO閣僚会議が開催され、本会議ではウルグアイ・ラウンドに続く次期交渉＝「新ラ

ウンド」の立ち上げとその交渉範囲、交渉方式などについて決定することが主たる議題であった。WTO閣僚会議は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）第4条1項の規定に基づき、全ての加盟国の代表により構成され、少なくとも2年に1回会合することになっている。第1回は1996年12月9～13日にシンガポールで、第2回は1998年5月18～20日にジュネーブで開催し、シアトルが第3回目となる。シアトル閣僚会議では、本会議・全体会合の下に、①農業、②市場アクセス、③新分野、④実施・ルールの4分科会と、WTOシステムに関するフォーラムが設けられ、同時並行的に協議が行われた。残念ながら4日間の会議での議論は纏まらず、新ラウンドの立ち上げは凍結され、閣僚宣言もなく継続して議論を行うこととなったが、次回閣僚会議の時期、開催国も決まらないまま閉会した。

しかし、シアトル閣僚会議は次のような重要な示唆をもたらした。すなわち、①開発途上国問題に対する真摯な取り組みの必要性、②日・米・欧・加4局の結束、③反グローバリズムへの適切な対応、④多角的貿易体制に対する国際的支持、などである。WTOの第4回閣僚会議が2000年11月9～13日の予定で、中東・カタールの首都ドーハで開催されるが、そこで新ラウンド（次期多角的貿易交渉）を成功させ、新たな課題に対して多国間のルールを決定・導入することは、自由貿易体制すなわちアグリビジネスを発展させるためにも極めて重要な会議であろう。

これまで日本は世界貿易体制の中にあって、それを所与のものとして捉えがちであったように思われるが、国際会議の場などで将来に向けた望ましい国際協力のあり方について、積極的に発言していくべきであろう。世界貿易自由化の基本的位置づけとなるWTOによる多国間通商システムの行方を、重大な関心を持って見守っていきたい。

4. 日本の農産物貿易の課題

これまで日本の農産物貿易に関して見たわけであるが、日本のアグリビジネスには多くの課題が存在している。しかし、ここでは紙面の都合上、現在、緊急の課題となっている農産物に関する緊急輸入制限（暫定セーフガード）と、将来的なアグリビジネスの課題として食糧安全

保障問題に絞って取り上げたい。

（1）農産品の緊急輸入制限（暫定セーフガード）

セーフガードは、輸出国側に不当性が存在すると見られる場合に発動される反ダンピング（不当廉売）措置に比べ、輸出国側が不当な行為をしていてなくとも、輸入急増で国内産業が被害を受けている場合に発動できる。セーフガードでは、国内産業を立て直すための猶予期間を作るのが狙いで、WTOの目標である自由貿易を促進するための「安全弁」的な役割を期待されている。このセーフガード協定では、1995年に発行したWTO協定の一部として創設されたが、そこでは輸出国側はセーフガードに対して3年間は報復措置を取れないルールを規定しているため、それ以降の発動が比較的容易となった。その結果、1990年から94年までの5年間の発動が12件だったのに対し、新協定発行後の95年から99年までの5年間のそれは22件と大幅に増加している。日本でも現在、ネギ、生椎茸、畳表の3品目について暫定発動しており、今後、正式発動に移行するかどうかが最大の焦点となっている。

日本のセーフガード暫定措置は、一定数量まで現行関税率での輸入を認め、それを上回る部分に対しては内外価格差を調整するため200日を期限として高率の追加関税を課すもので、期限後は発動前の状態に戻すか又は本発動に移行するかの一方を選択することになる。なお、平成13年4月10日付、財務省・経済産業省・農林水産省「ねぎ等3品目に関するセーフガード暫定措置について」、次のように公表している。

WTOセーフガード協定等及び関税定率法に基づき、ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード暫定措置を下記の通り発動することとする。実施期間は平成13年4月23日から200日（平成13年11月8日まで）とする（関係制令の閣議決定は4月17日を予定している）。なお、3品目の主要輸出国である中国とは、今後とも協議を継続していくとともに、3品目の国内生産については、生産性の向上を図る等国内生産の体質強化を進めていくこととする。

1. 関税割当

以下の関税割当数量については現行の関税率を維持する。

（1）ねぎ：5,383トン [年換算 9,823トン]

- (2) 生しいたけ：8,003トン [年換算 29,684トン]
 (3) 豆表：7,949トン [年換算 18,440トン]

2. 関税

上記関税割当数量を超える輸入については、品目ごとに、現行関税率に加え、次の関税率を課す。

- (1) ねぎ：225円/kg (256%相当)
 [現行関税率3%]
 (2) 生しいたけ：635円/kg (266%相当)
 [現行関税率4.3%]
 (3) 豆表：306円/kg (106%相当)
 [現行関税率6%]

(注) 上記の現行関税率及び追加する関税率は、協定税率適用対象国を原産地とするものに適用される。

3品目のセーフガード暫定措置

1. ねぎ

割当数量	5,383トン [200日分] [9,823トン/年] [H9~11年]
関税率	225円/kg (256%相当)
国産品卸売市場価格	337円/kg (H8, 9, 11年)
輸入後価格	112円/kg [通常関税3%、出荷経費含む] (H13年1~2月)

2. 生しいたけ

割当数量	8,003トン [200日分] [29,684トン/年] [H9~11年]
関税率	635円/kg (266%相当)
国産品卸売価格	927円/kg (H9~11年)
輸入後価格	292円/kg [通常関税4.3%、出荷経費含む] (H12年)

3. 豆表

割当数量	4,676千枚 [200日分] [10,847千枚/年] [H9~11年]
関税率	306円/kg (106%相当)
国産品産地市場価格	629円/kg (H9~11年)
輸入後価格	323円/kg [通常関税6%、出荷経費含む] (H12年)

このセーフガードの発動に不服のある加盟国・地域は、WTOの一般的な紛争解決手続きに従って提訴することができる。この紛争処理手続きは二審制で、小委員会（パネル）審理と上級委員会審理がある。これまでにWTO上級委員会に提訴された農産物関連のセーフガードの事例としては、①1997年3月7日、韓国がEUに対して発動（乳製品）、②1998年6月1日、アメリカがEUに対して発動（小麦・タンパク質〈グルテン〉）、③1999年7月22日、アメリカがオーストラリア・ニュージーランドに対して発動（子羊肉）などが挙げられる。しかし、3件とも「セーフガード発動はWTOルール違反」との報告書に基づき発動国が敗訴している¹⁸⁾。

日本政府は平成13年10月25日、ネギ、生椎茸、豆表の農産品3品目に対する緊急輸入制限措置（一般セーフガード）について、現在の暫定発動の期限が切れる11月8日以降、正式発動への移行を一時棚上げし中国との話し合いによる解決を目指す方針を関係閣僚会議で確認した最大の理由は、3品目の主たる輸出国である中国の報復拡大に対する懸念が作用しているものと思われる。日本側は、WTO（世界貿易機関）のルールに従ってセーフガードを暫定発動したわけであるが、中国は現在のところWTOに未加盟のため報復措置を禁じたルールには拘束されない。このため中国側は「正式発動をしないと確約しない限り、報復はやめない」との立場から、自動車、携帯電話、エアコンの工業品3品目に報復関税を課しており、日本の関連業界は事実上中国への輸出が困難となった。仮に日本側がセーフガードを正式発動すれば、中国側の報復が他の分野に波及することも懸念される。WTOルールでは、政府が発動の調査開始後1年目に可否を判断する最終期限（平成13年12月21日）を迎えるが、両国は話し合いを行うという総論では合意しているものの、具体的な解決案は示されていないのが実態である。

因みに、WTOルールでは必ずしも暫定発動の期限切れ後に直ちに正式発動する必要はないが、11月8日以降の農産品3品目の関税は3~6%に戻され、日本政府がセーフガードに向けての調査開始から1年目に当たる12月21日には、発動の可否を判断する最終期限を迎える。日本政府としては話し合いを優先させるとしているが、同時に日中間の協議が決裂した場合に備えて発動準備も進め

18) 経済産業省『不公正貿易報告書』各年版参照。

ている¹⁹⁾。

国内関係者の反発を制止して正式発動を回避するのか、それとも中国との貿易紛争を覚悟で活動に踏み切るのか、日本政府の決定はアグリビジネスに止まらず日本経済全体にとっても極めて重要な意味を持つといえる。

処で世界貿易機関（WTO）は、2001年11月に中東カタールの首都ドーハで第4回閣僚会議を開き、中国、台湾の新規加盟を正式承認する予定である。この会議で日米欧などの主要国は、全加盟国・地域から新多角的貿易交渉（新ラウンド）開始の合意取りつけを目指している。

特に中国のWTO加盟は、約13億人という世界最大の人口並びに国内総生産（GDP）世界第7位（1999年）と、世界経済に及ぼす影響は計り知れないものがある。

WTOルールを導入していない場合には、当該国は共同して関税率を自由に変更することが可能であり、また、相手国も一方的に自国の関税率を変更することができる。しかしWTOルールの下では、ある国が関税譲許の撤回すなわち譲許税率の引き上げを実施する場合、その貿易相手国は実質的に「等価値の譲許の撤回」を行うことができる。つまりWTOルールの下では、ある関税率の組み合わせが成立したような場合、当該国が単独で一方的な関税率の引き下げを行うことは事実上困難になる²⁰⁾。

（2）食糧安全保障

食糧安全保障には、①食糧の絶対的供給量、②食糧の分配、そして③安全で安定した供給、という3つの側面が求められる。又、世界的な食糧問題としては、発展途上国の飢餓と栄養不足の克服が重要な課題である。日本の食糧安全保障を考えるとき、国内の食糧生産は可能な限りの危機を想定し、その対応の一つとして生産基盤の維持、備蓄政策、安定的輸入方策などを総合的危機管理の中で位置づけていくことが必要であろう。日本を含む先進国では、食糧安全保障面に限らず一般的に農業に手厚い保護が与えられてきた。農業保護は弱者保護と見な

されがちであるが、政策保護がその産業への過大な参入を生じ、農業の場合には過小な退出を生じ、結果としてその産業の脆弱性を拡大再生産するために政策保護の必要性も又再生産されるという悪循環に陥ることになる。すなわち「政策の永続性」と呼ばれるこのような現象は、日本の農業政策に典型的に見られる現象である²¹⁾。

ところで日本人の食生活は、国産の農産物と海外から輸入された農産物によって賄われているといつても過言ではない。日本は1984年以降、世界第1位の農産物純輸入国となり、近年、世界の農産物貿易の約10%に相当する額を輸入している。最近では、伝統的な日本料理の食材といえどもその大部分を海外からの輸入に依存しており、日本人の豊かな食生活は輸入農産物によって支えられているという側面を見逃すことはできない。

このように、日本が大きく依存している世界の農産物市場は、将来、異常気象、地球温暖化の進行、自然環境の悪化、内乱・地域紛争などの社会不安により、農業生産が不安定化する可能性が高い。加えて、発展途上国などでの人口急増や所得水準の上昇などにより、食糧需要が供給を上回るなどの要因で食糧輸入需要が拡大することも予測される。もしも世界の食糧需給の均衡が大きく崩れた場合、果たして日本は今の経済力だけで安定的・継続的に食糧輸入が可能であろうか、甚だ疑問である。人間の生命に必要不可欠な財である食糧を、安全かつ安定的に維持・確保することは各々の国・地域にとって基本的な責務であり、来るべき危機に備え適切な食糧安全保障政策を早急に策定すべきであり、アグリビジネスはこのような観点をも考慮して行われるべきであろう。さらに、戦後の食糧供給を支えてきたシステムを見直し、生産者と消費者との距離を短縮し密接な交流が可能なシステムを再構築していくことが、日本のアグリビジネスの発展に寄与するものと考える。

19) 日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞その他の日刊紙参照。

20) 中西訓嗣氏（神戸大学）は、WTOルールを導入していない場合と導入した場合の2つの異なる貿易交渉過程を考え、それぞれから得られる帰結を比較し、「WTOルールを導入した貿易交渉過程の下では、すべてのパレート効率的な関税率の組み合わせは安定的であり、非効率的な組み合わせが安定的となることはありえない。この意味において、貿易交渉過程にWTOルールを導入することは、世界経済全体の観点から見た効率性を促進すると言うことができる。」中西訓嗣稿「WTOにおける関税譲許ルールの役割—ゲーム理論的観点からの評価」、日本国際経済学会編『世界経済評論』世界経済研究協会、平成13年、84-86ページ参照。

21) OECD編・農業問題研究グループ訳『世界の農業補助政策』日本経済新聞社、昭和62年、奥野正寛・本間正義編『農業問題の経済分析』日本経済新聞社、1998年、小池恒男編著『日本農業の展開と自治体農政の役割』家の光協会、平成10年、等を参照されたい。

おわりに

以上の通り、日本の農産物貿易とアグリビジネスの現状について概観したが、最後に日本の農産物生産拡大に必要な必須条件について述べ、結語としたい。

日本政府はセーフガードの発動に伴い、国産野菜について生産・流通両面での構造対策が必要であるとしているが、日本の食糧需給は国内農地面積483万ha（平成12年）とその約2.4倍に相当する1,200万haの海外の農地面積により支えられている。このため、農産物の輸入がストップするような事態が生じた場合には、大幅な食糧不足が引き起こされることが推察されるものの、前述通り輸入野菜増加の必然性からして、いくつかの方向性を示すことができよう。

第1に、流通構造の変化に対応した農業生産の改革が必要である。日本の農業生産は典型的な多品種少量生産であるが、これをどのように改革し国際市場の中で位置

づけていくかが重要な課題となる。第2に、消費動向の変化並びに食品産業需要で要請されている低価格化、量的・質的安定供給への適切な対応が必要である。近時の輸入農産物増加の主要な要因は「食の外部化」と低価格化指向にあるといえる。コメの消費量が減少する一方で、畜産物や油脂等が大量の輸入農産物を必要とする品目の消費が増加した。その結果、食糧受給率は一貫して低下し、平成11年には40%まで低下している²²⁾。

この流れを変えることは困難に思われるその一方で、日本の農産物生産はますます縮小傾向を辿ることになり、更なる自給率の低下を招き食糧の安全保障の面で問題となろう。日本の農業生産を維持し発展させて行くためには、輸入農産物からは得られない新鮮性、安心・安全性などで市場の棲み分けを図ることが必要不可欠であり、このことは日本のアグリビジネスにとって重要な課題であろう。

22) 平成12年12月8日付『平成11年度「食料需給表」(要旨)』農林水産省大臣官房調査課を参照。